

茨城県地方就職学生支援事業「稲敷市地方就職支援金」

当事業は、学生の県内移住及び県内企業等への就業支援を図ることを目的とした「茨城県地方就職学生支援事業」により、東京圏内の大学・大学院を卒業・修了し、稲敷市へ移住かつ県内企業等へ就業した方に対して、申請に基づき支援金を交付する制度です。

■地方就職学生支援金の額（就業先企業等から支給されている場合は対象となりません。）

●就職活動等に係る経費（交通費）：定額 4,260 円

勤務地が茨城県内又は千葉県内（条件不利地域に限る。）に所在する企業等への就職活動等に要した交通費を定額支給します。

※茨城県産業戦略部労働政策課長通知（令和7年10月14日付け労政第340号）に基づき、交通費実費分が4,260円を下回っていても定額を支給します。

【対象となる交通費】

公共交通機関に係る経費（自家用車やレンタカー等を利用した場合の高速道路料金・ガソリン代・レンタカー代金等は対象となりません。）

●移住に係る経費（移転費）：引越し費用の実費（上限 66,000 円）

勤務地が茨城県内又は千葉県内（条件不利地域に限る。）に所在する企業等への就職に伴う移住に要した移転費として、引越し費用の実費分（上限 66,000 円）を支給します。

【対象となる移転費の例】

主に運送に係る費用であり、引越業者費用、宅配便を利用した場合の宅配費用、自家用車やレンタカー等を利用した場合の高速道路料金・ガソリン代・レンタカー代金等。

【対象とならない費用の例】

個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用、オートバイ等を運搬する際の追加費用、荷造・荷解にかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）、工事・設置等に係る追加費用、修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費を含む）、粗大ゴミや不用品等の回収費用、荷物を一時保管する場合の追加費用、敷金・礼金・仲介手数料等、物件の下見にかかる費用、友人等の手伝い者への謝礼等。

■地方就職学生支援事業の対象者 要件1及び要件2 いずれも該当する方が対象

要件1 移住等に関する要件 (1)～(3)の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件 全てに該当すること。

- ①大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内で条件不利地域を除く）のキャンパス【別紙大学等一覧】に原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。
- ②大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内で条件不利地域を除く）に継続して在住していたこと。

(2) 移住先に関する要件 全てに該当すること。

- ① 稲敷市に移住していること。
- ② 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。
- ③ 稲敷市に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 稲敷市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

要件2 就業に関する要件 (1) ~ (2) の全てに該当すること。(1) 就業先に関する要件 全てに該当すること。

- ① 勤務地が茨城県内又は千葉県（条件不利地域に限る。）内に所在する企業等に、要件1で定める大学又は大学院を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。
- ② 勤務地が茨城県内又は千葉県（条件不利地域に限る。）内に所在すること。
※千葉県の条件不利地域
 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、
 匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、
 横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ⑤ 官公庁ではないこと。
- ⑥ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ⑦ 就職先企業等から交通費又は移転費の支給がないこと。

(2) 就業条件等に関する要件 全てに該当すること。

- ① 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
- ② 東京圏内への勤務を前提としない採用かつ移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

※法人等が東京圏に本社、支社、営業所等を有していることのみをもって、対象外とするものではありません。

※「移住先地域を中心とした勤務」とは、勤務エリアが、茨城県内又は千葉県（条件不利地域に限る。）内とされていることが、募集要項、雇用契約書、就業規則等の書面により確認でき、入社後に東京圏（条件不利地域を除く）を含む全国を対象とした配置転換を前提としていない採用を指します。ただし、入社後の研修等業務上の必要により、一時的（概ね1年以内）に東京圏内で勤務する可能性があることは差し支えありません。

■申請・支給方法

(1) 申請方法

申請者は、以下の書類を稲敷市に提出してください。

- ①稲敷市地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し
- ③大学又は大学院の卒業証明書又は修了証明書の写し
- ④就業証明書（様式第2号又は様式第2号の内容に準ずる様式の書類）
- ⑤移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- ⑥移住元の住所を確認できる書類（移住元の住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書 等）
- ⑦振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- ⑧ [交通費を申請する場合] 就業先の就職活動等（採用試験・面接等）に要した交通費に係る領収書の写し又はそれに類する書類
- ⑨ [移転費を申請する場合] 引越しに要した費用に係る領収書の写し又はそれに類する書類

(2) 支給方法

申請が適当と認めるときは、稲敷市地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）を通知のうえ、指定いただいた口座に地方就職支援金を振込みします。

■地方就職支援金の返還

稲敷市は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求します。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び稲敷市が認めた場合はこの限りではありません。

- ①虚偽の申請等をした場合
- ②就業開始日から1年以内に要件を満たさず就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内又は千葉県（条件不利地域に限る。）内の別の企業に就業する場合を除く）
- ③稲敷市への転入日から1年以内に稲敷市から転出した場合。ただし、稲敷市から住民票を移さず東京圏内に在住していた者については、申請日から1年以内に稲敷市から転出した場合。